

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和8年8月17日認可した。

令和8年8月28日

香川県知事 池 田 豊 人

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
木田郡二股土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）中代地区
高松市西植田土地改良区	地域計画実現化促進生産基盤整備事業（ほ場整備）葛谷北地区